

○細工所跡

有澤武貞の金澤細見圖譜に云ふ。細工所は、岡嶋備中守一吉屋敷たりと云ひ傳ふ。今とても其時の古家作のしつらひ直したるもの也と。右は享保十九甲寅年四月の筆記也。三州志來因概覽附録に云ふ。細工所は、其の初め岡嶋備中一吉の第ありしを、城中重臣の第宅各城外へ轉出の頃、一吉の舊第は細工所に其の儘用ひ來る處、寶曆の火災に罹り、其の地に再造の舉なく、堂形既邊に假屋を設け細工所となす。とあり。平次按ずるに、葛菴昌興自記に、貞享五年六月十六日、玉泉院丸御馬廻組御番所之事、御用無之條可差除旨昨日被仰出、今日より差除候云々。右御丸御番所こぼち取り、此邊に御細工所可被仰付之由。且又三十人組役所鶴丸に可被仰付旨也。依之地形之繪圖可指上旨被仰出、御作事奉行長瀬善右衛門申渡す。とあり。但し細工所等移轉の事は、其の後差止めに成りたるか、玉泉院丸に細工所を建てられし事所見なし。尙可追考。細工所の濫觴は詳かならず。湯淺祇庸の藩國官職通考に云ふ。細工者は、高德公の時、高橋八左衛門歩組にて小刀細工を勤め、瑞龍

公の時細工者にて知行七拾石被下。又同公の時、北嶋儀左衛門細工者たりと。是等其の名顯然たる初め歟。細工奉行は、慶長・元和の頃井上權左衛門、馬廻組にて勤之と。一書に曰く、大坂之陣觸、微妙公江戸より御歸路、越後に御聞き、直に御還城。其時御細工奉行井上權左衛門津幡迄罷出、御軍裝不指支旨申上ぐる處、御感にて御馬上にて、召されたる御道服を御手自ら下さると云ふ。寛永四年の士帳に、御細工衆井上權左衛門・才所次郎大夫とあり。是即ち奉行なるべし。井上は正保三年に病死す。其の後武具方細工方、弓方、鐵炮方と四職に分たれ、上奉行・下奉行を被任命。奉行は四職を總裁すると也。平次按ずるに、村井長明の陳善錄に、東國御陣の時、金澤を御立被成。則御具足御召候時、ちやうつがひの御頬當はづれ落候よし。其時高木と申す御細工人、御前に居申候。さやうの者請取候故、御腰物に御手を掛けられ、御成敗可被成と思召候へども、御堪忍被成候由御意候。左候へば關東御陣中、太閤様御前を人々に讒せられ、悪しく候。金澤にて高木を切りたるが能く候ものをと、後迄度々被仰出、御笑ひ被成。といふ事見たり。

右は天正十八年北條征伐の時也。おもふに武具細工人は、國初以來多く召し置かれたるなるべし。又湯淺氏の藩國職員通考に、細工人の名初めて見ゆるといふ高橋八左衛門は、加藤惟寅の蘭山私記には、高橋七郎兵衛養父八左衛門は、瑞龍公御代徒組に被召抱。虎澤檢校は三味線の撥を削り遣候を御覽被成、能く細工仕候とて御供方被免、御道具御用被仰付、七拾石被下。とあり。拾葉名言記に、中納言様御家督後御咄の業、官には虎澤・松坂・鹿島・小林。とありて、虎澤檢校は、微妙公の時まで存命せしと聞ゆ。

○奥村因幡易英齋第

此の第地は、岡嶋備中等の舊第の隣地なる事、前顯の古圖にて著明也。因幡易英は、奥村伊豫守永福の次男也。幼名又十郎と云ふ。可見才藏の誓文日記に、天正十一年五月十一日、奥村助右衛門尉を能州末森之城主に被任、嫡子助十郎・二男又十郎、父子三人同道にて令入部。とありて、奥村譜に、佐々内藏助成政。率銳士一萬人卒然來侵。息助十郎登臺上。射所逼之敵而退之。于時十四歳。とあり。利家卿甚だ其の武功を賞し給うて召仕はれ、天正十七年利長卿

へ屬せられ、關東松枝八王寺の城攻および加州大聖寺の城攻に武功を顯し、大坂冬陣に眞田丸に於て鐵炮疵を被り、家祿屢、加恩ありて一萬千五百石に至り、寛永元年父伊豫守永福卒後、永福の隠居知三千三百石を加へ、一萬四千四百五十石を領し、國務を輔佐し、金澤府城の留守居たる事凡そ三十年。寶永二十年十二月廿一日歿す。享年七十三。野田山碑文に、諱榮卿。後改易英。號因幡。元龜二年歲次辛未某月日。産於尾州愛智郡荒子邑。とあり。

○神谷信濃守守孝齋第

此の第は、奥村因幡第と富田越後守第との間なること、前顯の古圖にて知られけり。守孝は神谷太郎左衛門の男、通稱を左近と呼べり。文祿四年三月廿七日に、奥村助右衛門家福と共に叙爵し、信濃守に任じ、寛永五年丹波守とす。武功を以て追々加恩ありて、采地九千石を賜はると云ふ。寛永六年六月三日卒す。享年未詳と家譜にあり。關屋政春の古兵談に云ふ。神谷信濃は、利家卿の子小姓立にて、御取立なりけるが、無類の鹽らしき仁にて、茶湯者なり。利常卿御若き時分、信濃をはじめ彼是四・五人へ御茶下されけ